令和 8 年 11 月 6 日

学校法人東京家政学院

令和 8 年度 看護師（嘱託員）の募集について

法政大学千代田三番町中学校・高等学校（現 東京家政学院中学校・高等学校）保健室

学校法人東京家政学院では、東京家政学院中学校・高等学校（令和 9 年 4 月から「法政大学千代田三番町中学校・高等学校」に校名変更）の保健室に勤務する看護師（嘱託員）を募集いたします。生徒の健康と安全を支える一員として、意欲のある方の応募をお待ちしています。応募される方は、募集要項をお読みのうえ、応募書類を下記の宛先へ提出してください。

1. 学校概要

- 学校名：法政大学千代田三番町中学校・高等学校（令和 9 年 4 月校名変更）

 校長　和仁 達郎（現 東京家政学院中学校・高等学校）
- 設置者：学校法人東京家政学院　理事長　吉武 博通
- 所在地：東京都千代田区三番町 22 番地

 （「市ヶ谷駅」徒歩 8 分、「半蔵門駅」徒歩 8 分、「九段下駅」徒歩 10 分）
- 他設置校：東京家政学院大学・大学院

本校は令和 9 年 4 月より法政大学の系列校として校名を変更するとともに、法政大学憲章「自由を生き抜く実践知」を追究する学びのもとに新しい教育プログラムを展開する学校づくりを進めます。なお、本校は現在女子校です。今後適切な時期に、男女共学にすることを検討しています。

2. 職種・募集人員

看護師（嘱託員・有期雇用、土曜日を含む週 1〜3 日勤務）　1 名

3. 業務内容

(1) 保健室における応急処置・救急対応（病院搬送の付添い等を含む）

(2) 生徒の健康相談・健康管理に関する業務

(3) 健康診断の準備・実施補助

(4) 感染症の予防・対応、保健日誌等の記録・管理

(5) 専任看護師の補助、その他保健室業務

（変更の範囲）学院の定める保健管理に関する業務

4. 応募者の資格要件

(1) 正看護師の免許を有する方

(2) 臨床、学校保健または産業保健の実務経験を有する方（3 年以上が目安）

(3) パソコンの基本操作（Word・Excel 等）ができる方

(4) 生徒の心身の健康を支える仕事に誠意をもって取り組む意欲のある方

(5) 心身ともに健康な方

※保健師免許をお持ちの方、学校保健の経験がある方は歓迎します。

※採用にあたっては、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認を行います（「15. 特記事項」参照）。

5. 雇用の形態・契約期間

期間雇用（嘱託員）　採用日～令和 10 年 3 月 31 日

以降、契約期間は 1 年間とします。

・ 契約更新の有無：更新する場合があります。

・ 更新の判断基準：契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、学院の経営状況により判断し、双方の合意により更新します。

・ 更新の上限：あり（更新は 2 回まで。最長 令和 12 年 3 月 31 日まで）

6. 勤務地（勤務先）

千代田三番町キャンパス（中学校・高等学校 保健室）

〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 番地

（変更の範囲）千代田三番町キャンパス内

7. 採用予定日

令和 9 年 2 月 1 日（月）　※採用日は相談に応じます。

8. 勤務日・勤務時間

・ 勤務日：週 1～3 日（土曜日を必ず含み、平日は月曜日～金曜日のうち学院が指定する日）

・ 平日：午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分（休憩 60 分）

・ 土曜日：午前 8 時 00 分～午後 2 時 30 分（休憩 45 分）

ただし、学校行事、入学試験、健康診断、急患発生時等により、勤務日・勤務時間の変更や時間外勤務を指示することがあります。

9. 給与・手当

・ 本俸（月額）：勤務日数に応じて、次のとおりとします。

週 3 日勤務（土曜日＋平日 2 日、週 20 時間 15 分）	160,000 円
週 2 日勤務（土曜日＋平日 1 日、週 13 時間）	102,700 円
週 1 日勤務（土曜日のみ、週 5 時間 45 分）	45,400 円

・ 賞与：年 2 回（夏期・冬期それぞれ本俸の 1 か月分）

※初回賞与は在職期間により調整します。

・ 通勤手当：本学規程により支給

・ 社会保険：週 3 日勤務の場合は、私立学校教職員共済（健康保険・年金）及び雇用保険に加入します。労働者災害補償保険は勤務日数にかかわらず適用されます。

10. 休日・休暇

・ 休日：日曜日、国民の祝日、創立記念日、年末年始、勤務日として定めていない日、その他臨時に定める休日

・ 夏期・冬期の休業期間中の勤務は、学院の指定によります。

・ 年次有給休暇：採用後 6 か月を経過した時点で、勤務日数に応じて付与します。

11. 試用期間

なし

12. 受動喫煙防止のための取組

〔敷地内禁煙〕

13. 応募書類・応募締切日

(1) 履歴書（顔写真を貼付したもの、様式は任意。日中連絡可能な電話番号及び E メールアドレスを明記）

(2) 職務経歴書（様式は任意）

(3) 看護師免許証の写し（保健師免許をお持ちの方はその写しも）

(4) 誓約書（別紙様式。自署のうえ提出）

（備考）封筒に朱書きで「看護師（嘱託員）応募書類」と明記し、「簡易書留」「レターパック」等で郵送してください。応募書類の秘密は保持しますが、書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。免許証の原本は面接時にご持参いただきます。

応募締切日：令和 8 年 11 月 27 日（金）必着のこと

14. 選考方法

選考は千代田三番町キャンパスで行います。採用試験に伴う交通費は自己負担となります。

(1) 第 1 次選考　書類選考：選考結果は 11 月下旬までにメールにて通知

(2) 第 2 次選考　面接：書類選考合格者の方は、12 月上旬（予定）に実施

※第 2 次選考の案内は、第 1 次選考通過者にのみ、個別に連絡します。

15. 特記事項（こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認）

本校での業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本学院の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また、採用内定後、こども性暴力防止法に定める手続により犯罪事実確認を行います。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙の参照条文をご参照ください。

16. 応募書類の宛先及び照会先

〒102-8341 東京都千代田区三番町 22 番地　学校法人東京家政学院 総務室

担当： 杉山、堀田　　TEL 03-3262-2259（平日 午前 9 時～午後 5 時）

e-mail ： somu@kasei-gakuin.ac.jp

応募書類に記載された個人情報は、本件の選考・採用以外の目的には使用いたしません。

以上

（別紙様式）

誓　約　書

学校法人東京家政学院　理事長　殿

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1　私は、別紙記載の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

2　採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

令和　　年　　月　　日

氏名（自署）

（別紙）参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。